

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問Q&A

スマートエネルギーエリア形成推進事業

平成27年10月

よくある質問Q&A 目次

1. 助成対象事業者について Q1-1～Q1-6 P.1
2. 助成対象事業について Q2-1～Q2-14..... P.1
3. 助成対象経費について Q3-1..... P.4
4. 交付の条件について Q4-1～Q4-10..... P.4
5. 申請について Q5-1～Q5-19..... P.6
6. 審査について Q6-1～Q6-2..... P.10
7. 交付決定後について Q7-1～Q7-21..... P.14
8. その他 Q8-1～Q8-8 P.15

(1) 助成対象事業者について

Q1-1 病院、社会福祉施設、物流拠点、鉄道の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1-1 建物の用途に規制はありません。また社会福祉施設・物流拠点・鉄道の設置者又は管理者が、Q4に記載された国又は地方公共団体等に属する場合は、対象外となります。個別の案件については、お問い合わせください。

Q1-2 中小企業しか申請できないのか？

A1-2 中小企業以外の事業者も対象です。

Q1-3 リース事業者又は ESCO 事業者は助成事業の対象となりますか？

A1-3 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成対象事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。

Q1-4 国又は地方公共団体等とは何ですか？

A1-4 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国及び地方公共団体の出資若しくは費用負担の比率が50%を超える法人のことです。

Q1-5 共同申請を行った場合、どの事業者が助成事業者となりますか？

A1-5 共同申請を行ったすべての事業者が助成事業者となります。

Q1-6 外資系企業は助成対象ですか？

A1-6 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けて下さい。

(2) 助成対象事業について

Q2-1 小規模事業でも申請できますか？

A2-1 公社が定める助成要件は、CGSの発電出力が合計で50kW以上の設備を導入する場合です。その他、要件については、「手続きの手引き」の「1.5.2 助成対象事業」と「1.5.6 交付の条件」にて、ご確認ください。

なお、小規模なCGSの設置においても、災害時等での系統電力が途絶えた場合において、CGSを設置する建築物及び供給対象建築物は、CGSからの電力の供給を

受けて事業の継続を図ることが必要です。ただし CGS の損壊その他やむを得ない理由により、CGS の活用ができなかったときは、この限りではありません。

また、CGS を設置する建築物又は供給対象建築物において、公衆無線 LAN の利用が無償で行うことができる一時滞在施設を確保することも条件となっています。

Q2-2 災害時等に系統電力が途絶えた場合は、CGS の全ての電力を一時滞在施設に対して供給することが必要ですか？

A2-2 必ずしも全ての電力を供給する必要はありません。自らの事業継続を図りながら、一時滞在施設に準ずる施設に必要な電力を供給してください。

Q2-3 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

A2-3 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガスの1.1倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します。

Q2-4 自立・分散型電源とは何ですか？

A2-4 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力への依存度を下げることができ、災害時等にあっては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図りながら一時滞在施設に対して必要な電力を供給することのできる電源のことです。

Q2-5 CGS を非常用兼用の施設に設置する場合は、助成の対象になりますか？

A2-5 非常用兼用の施設は、助成対象となります。

Q2-6 既設の発電設備や CGS を新品の CGS に更新する場合は、助成の対象になりますか？

A2-6 助成の対象となります。「手続きの手引き」の「1.5.2.助成対象事業」に示す全ての要件を満たすことが必要です。更新により CGS の出力が下がる場合など、助成の対象にはならない場合もありますのでご注意ください。

Q2-7 CGS を設置する建築物の所有者と、CGS を設置する所有者が異なる場合、誰が助成対象事業者となるのか？

A2-7 CGS を設置する事業者が助成対象事業者となります。CGS を設置する建築物の所有者からは、助成事業の実施に係る同意書（様式第21号）が必要となります。

Q2-8 既存ボイラと発電機を CGS に置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、定格発電出力が大きくなってしまいが、助成対象ですか？

A2-8 会社が定める「高効率な CGS であること」の条件を満たし、発電能力が現状若しくはそれ以上であれば、助成対象となります。申請時には必要蒸気量の根拠等を明示していただくようお願いします。

Q2-9 手引きの「1.5.6 (1)⑦の系統電力が途絶えた場合の CGS による必要電力の供給」とは？

A2-9 電力会社による電力供給が停止した場合は、CGS による当該事業所の一部に電力供給を行なってください。帰宅困難者への災害情報・居住性の提供の観点から、電灯の一部、水道ポンプ及びラジオ・テレビの情報を収集できるように一部のコンセント等に電力供給をしてください。

Q2-10 既存ビル内に既に CGS が設置されている事業所が、近隣の既存ビル内の CGS と電力融通のための融通インフラを、この助成事業に合わせて実施する場合、助成対象事業となりますか？

A2-10 既存ビルの CGS と他の既存ビル内の CGS と間で電力融通するための電力融通インフラを設置（新設）する場合は、助成対象です。ただし、電力及び熱の融通インフラが増設される場合は、助成対象外です。

Q2-11 既存ビル内に既に CGS が設置されており、ビル内の省電力が飛躍的に進み、電力を他のビルに供給する余力が発生したので、電力融通インフラを設置したいが、助成対象となりますか？

A2-11 既存 CGS の余力を利用した電力融通は、供給する建築物内の CGS との連携の有無によって異なります。詳細は、本文 6 ページから 7 ページに記載された『本事業の助成対象・助成対象外の区分について』を参照願います。なお、ご不明な点があれば、ご相談ください。

Q2-12 融通インフラが助成対象となる建築物とはどのようなものですか？（手引きの「1.5.2 (2) ②CGS が設置された建築物以外の 1 つ以上の建築物」とは？）

A2-12 融通インフラが助成対象となる建築物は、CGS を設置する建築物と公道を挟むか否かは問いません。また、CGS を設置する建築物と同一受電とならない建築物が融通インフラの助成対象建築物となります。

Q2-13 2 つの建物間でエネルギー融通する場面において、一方の建物建築のスケジュールが先行して進んでいる場合には、もう一方の建物の CGS 本体、融通インフラ

のみを補助対象として「融通モデル」で申請することは可能ですか？

A2-13 先行した建築物を既存建築物と見做せば、助成金を申請している建築物が新築ですので、手引きの7ページの表の中の一番上の項目に該当します（CGSを設置する建物が新築建築物+融通インフラが新設）。

Q2-14 竣工後に建物一部を売却、流動化して熱源も同時に売却や共同所有する場合に問題が生じますか？

A2-14 助成事業により取得した設備は、原則売却してはいけません。なお、売却する場合は、手引きの29～30ページに記載しています財産の管理及び処分の②と③を参照してください。

(3) 助成対象経費について

Q3-1 助成金の交付対象とならない経費は、どのような経費ですか？

A3-1 主には、次に掲げる経費です。詳細は「手続きの手引き」の「1.5.3 助成対象経費」の注書きを参照してください。

- ①土地の取得及び賃借に要する経費
- ②過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- ③中古の設備に係る経費
- ④交付決定以前に発注先が決定している経費

(4) 交付の条件について

Q4-1 CGSを設置する建築物及び供給対象建築物全体でエネルギーの利用等について情報交換する体制を構築することが交付条件となっているが、エネルギーマネジメントが前述の全施設に設置されているので、情報交換体制の構築は不要ではないか？

A4-1 エネルギーマネジメントが全施設に設置されていることは、必須条件となっています。交付条件に情報交換体制の構築を上乗せした理由は、エネルギーマネジメントシステムをより多く活用する上で、CGSを設置する建築物及び供給対象建築物全体での情報交換を行うことで、エネルギーマネジメントのソフト面の利用を促進することにより、より一層の省エネルギー効果が発揮されることを期待しています。なお、申請時に上記情報交換体制の構築を提案していても、実績報告書の提出が不

十分である場合、助成金の返還を命じる場合があります。

Q4-2 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴収が必要になるのはなぜですか？

A4-2 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。

Q4-3 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、一時滞在施設に対して必要な電力を供給しなかった場合、罰則等がありますか？

A4-3 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反することになるので、交付の決定を取消します。既に交付を行った助成金があるときには、助成金の返還と違約加算金の納付をしていただきます。ただし、災害等により施設が損壊した等、その他やむを得ない理由によって、一時滞在施設に対して必要な電力を供給できなかった場合は、この限りではありません。

Q4-4 再開発事業として CGS のエリア（再開発地区及び一部の既存建物）への電力供給率は 80%であるが、将来的にエリア内の各ビルの省エネルギーが進み、100%の電力供給率となる。しかしながら需要家側からエネルギー源の多様化が必要とこのことから、CGS からの電力供給が 80%しかできない場合、余剰の 20%部分を売電してもよいか？

A4-4 本質的には、エネルギー源の多様化、地産地消に対して助成することを目的としており、発電事業への助成金ではありません。エリア以外への売電を目的とした申請については、エリア内への供給のみに見直しをお願いすることがありますが、質問の余剰の電力の売電については、問題ありません。

Q4-5 契約電力が非常に高く、他の月の最大電力の 3 倍以上もあるので、契約電力の 10%以上となると、実質的に通常月の 30%の CGS を導入しなければならないことになりませんが、何らかの対応策はありませんか？

A4-5 契約電力が他の月と比べて非常に高いと言うことは、該当月の最大電力抑制対策が、まず必要（空調起動の順次起動やピーク電力時の短期間の空調の輪番停止等）です。契約電力の 10%の CGS 発電出力では、熱需要が不足する等、電力・熱需要バランスが著しく歪になる場合は、電力を供給するエリアを限定して、電力の供給と熱需要のバランスを取る方法があります。詳細については、ご相談ください。

Q4-6 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A4-6 本助成金以外に都の助成金その他の給付金等を受給することは認めていません。国や他の地方公共団体の助成金その他の給付金等を受給することは可能です。詳し

くは「1.5.4 助成金の額」を参照願います。

Q4-7 交付要綱第5条の助成対象事業の条件として発電出力50kW以上、かつCGSを設置する建築物及び供給対象建築物の最大電力需要の合計の10%以上であることとなっていますが、新築の場合は、電力契約を締結していませんので、どの数値を使用したらよいのでしょうか？また、増築の場合は、契約電力はありますが、増築による契約電力増加が見込まれますので、この取扱いはどうするのでしょうか？

A4-7 まず、新築の場合は、使用する負荷設備（電気設備）及び受電設備の内容、設備の管理運営方針、同一業種の負荷率、操業度等から想定される最大電力を契約電力と見做します。また増築の場合は、既存施設については、現行の契約電力を使用し、増築分については、新築と同様の方法で算出した想定最大電力を使用して既存分と増築分を合わせたものを増築後の想定契約電力と見做します。

Q4-8 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A4-8 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内（CGSについては15年）の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、ビル所有者等への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q4-9 「レンタル」、「割賦」等の契約でも申請可能ですか？

A4-9 「割賦」による契約は助成対象ですが、「レンタル」については助成対象となりません。ただし、法定耐用年数以上同一の場所で同一の利用者が使用するものと認められる場合は、対象とします。

また、レンタル料金は、助成金分が減額されていることを証明できる書類を提出してください。

Q4-10 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A4-10 財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

(5) 申請について

Q5-1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A5-1 会社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用く

ださい。

URL (<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/smartenergy/download-smartenergy/>)

Q5-2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A5-2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を行い交付決定いたします。

Q5-3 提出書類の提出方法について教えてください。

A5-3 提出の際には、公社へ事前連絡をし、公社へ持参してください。

Q5-4 CGS を共有する場合は、どのように申請すればよいのですか？

A5-4 代表者を決めて 1 事業所として申請してください。このとき、共有者全体に対しての公共団体等の出資比率が 50%以上となる場合は、本事業の対象外となります。共有者全員から「区分所有者等の申請に係る同意書」(第 20 号様式)の提出が必要となります。

Q5-5 同じ申請者が異なる複数の事業を申請することは可能か？

A5-5 1 施設 1 申請を原則とします。よって、事業所が異なれば可能ですが、助成金を多くの事業者の方々に活用して頂く趣旨から、複数分については、審査の時点で不交付となる可能性があります。なお、同一敷地内の複数の建築物は、同一建物と見なします(17 ページ申請単位を参照願います)。

Q5-6 申請時の見積書は、設計会社のもので良いのか？

A5-6 見積内容が適切であれば、参考見積で結構です。ただし、見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。

Q5-7 ビル等、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応は？

A5-7 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を対象外と対象設備とに区分(機器、工事及び諸経費)し、経費内訳書に明確に区分できるように、経費内訳明細書を作成して頂き、参考見積書から経費内訳書への転記が明確に分かるように、区分してください。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q5-8 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、共同申請しなければならないのか？

A5-8 共同申請する必要があります。お金の支払いの有無に関わらず、リース会社と実

質的な助成金の受益者である設備使用者の共同申請となります。

Q5-9 シェアード・セイビング ESCO 事業とリース契約の組合せを検討しているが、どの事業者と共同申請となるのか？

A5-9 リース事業者、ESCO 事業者及び設備使用者であるビル所有者の 3 社の共同申請となります。

Q5-10 ギャランティード・セイビング ESCO 事業で、申請を検討しているが、ESCO 事業者との共同申請となるか？

A5-10 ギャランティード・セイビング ESCO 事業の場合は、所有権がビル所有者等に属しますので、ビル所有者等の単独申請となります。

Q5-11 CGS を設置する事業者（A 社）が、CGS の運転等について不慣れなため、熱供給事業者或いは、エネルギー関連コンサルタント会社（B 社）に協力を仰ぎ、CGS の運転又は機器保全について、技術協力契約を結ぶ前提で、見積依頼から発注及び支払いまでを B 社が実施し、機器及び工事代金を割賦で支払う等、機器の所有権は A 社にある場合、申請は共同申請となるのか？また B 社の立場はどうなるのか？

A5-11 この場合は、ギャランティード ESCO 契約と同様 A 社が筆頭申請者となり、ESCO 事業者として B 社が共同申請者となります。尚 B 社が割賦販売を行う場合は、2 社の共同申請となりますが、割賦販売の部分をリース会社等の金融機関が行う場合は、リース事業者を含めて、共同申請となります。

Q5-12 熱供給事業者が、助成対象設備を所有する場合は、ビル所有者等との共同申請となるか？

A5-12 熱供給事業者が、ビル内若しくはビルの外に設備を設置して、該当ビルに熱及び電気を供給する場合は、熱供給事業者の単独申請となります。ただし、該当ビルのビル所有者等の「助成対象事業の実施に係る同意書」（第 21 号様式）の添付が必要です。

Q5-13 子会社に貸している商業施設での設備更新を検討している。費用は当社（親会社）が負担する場合、子会社との共同申請となるか？また逆の場合はどうなるのか？

A5-13 まずビル所有が親会社で、助成対象設備の所有者も同一企業であれば、ビル所有者の単独申請となります。
次に子会社が設備を所有し、その更新をする場合は、子会社が申請者となり、親

会社であるビル所有者から、「助成対象事業の実施に係る同意書」(第 21 号様式)の提出が必要です。なお、利害関係が多数存在するなどの場合は、事前に当社にご相談ください。

Q5-14 リースでの申請を検討している。全てリースになるので、当社はお金を払わないが、助成対象事業に要する経費等内訳書や申請者別の資金調達計画の添付が必要か？

A5-14 共同申請者であるので、会社事業所概要書（パンフレット、地図等）、納税証明書、決算報告書等添付が必要な書類を提出することとなります。資金計画上、プロジェクトへの資金調達が不要な場合は、資金計画の貴社分の記載は不要となります。

Q5-15 ESCO 事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討している。共同申請者である ESCO 事業者からリース事業者への売却に対して、利益排除は必要か？

A5-15 CGS を設置する工事業者（ESCO 事業者との関連会社等でない場合）に支払った工事金額とリースバックする金額が同一ならば、利益排除の必要はありませんが、リースバック時に ESCO 事業者のマージン等を上乘せした場合は、必要です。個別にご相談ください。

（リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること）

Q5-16 エネルギー管理指定工場ではないので、定期報告書がない。「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出すればいいのか？

A5-16 エネルギー管理指定工場でない場合は、例えばガス・電気会社等から発行されている月々の請求書の写し（電力の使用量が明記されている）などを提出してください。月々の積算値が「年間エネルギー使用量」となります。

Q5-17 年間エネルギー使用量のスパン（年度）は、自社の事業年度設定期間でいいか？

A5-17 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4 月から翌年の 3 月までの 1 年間を年度としたもので、作成提出してください。このデータは、申請時の実績値も同様です。

Q5-18 「助成対象事業の実施に係る同意書」(第 21 号様式) はどのような場合に必要か？

A5-18 CGS を設置する建築物の所有者と CGS 関連設備の所有者が異なる場合で、建

建築物の使用者が申請するケースにおいて、建築物の所有者から CGS 関連設備の建築物内への設置等について、同意する旨の書類が必要となります。これは、建築物の所有者には、一時滞在施設の設置をお願いしていますので、建築物の所有者が本助成事業の趣旨を理解されていることが前提となるからです。

Q5-19 「交付申請書の鑑（1枚目）」（第1号様式）の作成で注意すべきことはありますか？

A5-19 ①申請事業者名、住所、代表者役職名、代表者氏名が商業登記簿謄本のとおりとなっているかを確認します。

②捺印は登録印（代表者印として法務的に印鑑登録を行っている印章）を使用してください。

(6) 審査について

Q6-1 申請締め切り後から交付決定までの間に審査状況について確認は可能か？

A6-1 個々の審査状況については、お答えできませんが、全体の予算に対する申請状況についての回答は可能です。

Q6-2 予算を超える応募がある場合、各々の助成事業の交付申請額はどうか？

A6-2 本手引きの19ページに記載しました通り、応募された基本交付額合計が、予算額を超える場合は、交付決定額の合計が予算の範囲内に納まるように調整します。調整方法としては、以下の式を使用します。

$$C \text{ 社の交付決定額} = \text{予算残額} \times \frac{M_C}{(M_A + M_B + M_C + \dots + M_T)}$$

(7) 交付決定後について

Q7-1 交付決定前の事業開始も助成対象となりますか？

A7-1 助成対象となりません。

Q7-2 助成事業の開始日を契約日としているが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、いつになるのですか？

A7-2 助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結が事業開始日となります。なお、助成対象設備を含む工事契約の最初の契約をもって、工事開始日となります。

Q7-3 助成対象と助成対象外工事等が発生する場合の契約・発注の仕方はどうするか？

A7-3 工事等の契約支払いに当たっては、助成対象となる工事等と助成対象外の工事等をそれぞれに係る費用が明確に分かれるようにしてください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるような形態にしてください（助成対象内外の判明ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）。

Q7-4 助成事業の契約は、随意契約ではだめなのか？

A7-4 「手続きの手引き」の「1.5.7 契約について」で助成事業の実施に当たり、売買・請負その他の契約を行う場合は、入札・複数者からの見積書の徴収、その他の方法により競争に付さなければならないと記載されています。

Q7-5 規模が大きな発電設備の導入を計画しています。助成事業期間の要件を教えてください。

A7-5 本事業では、平成 27 年度から 31 年度の 5 年間に、各年度 2 回（上半期・下半期）の申請受付期間（申請受付回数は約 10 回）を予定しています。助成対象事業は、平成 33 年 12 月 28 日までに、CGS の設置工事を完了し、「実績報告書」（第 13 号様式）が提出でき、公社が定める助成金申請様式を作成提出できる案件となります。

Q7-6 助成事業開始届出書の提出期限は、交付決定後 6 か月以内となっているが、工事契約までしなければならないのか？

A7-6 再開発事業では、数年間に跨る工事期間となり、計画段階から 6 か月以内の工事契約まで辿り着けるものは少ないと考えますので、詳細設計契約等の締結をもって、工事開始と位置づけます。この契約日以降 14 日以内に助成事業開始届出書を提出してください。

Q7-7 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「実績報告書」（第 13 号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の 1 台の工事を終了した時点となるのですか？

A7-7 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「実績報告書」（第 13 号様式）について、提出期限を遅くとも平成 33 年 12 月 28 日までとしています。

この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る最後の 1 台の工事を終了した時点となります。公社は、当該「実績報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第 14 号様式）を受領するとともに、設計及び工事の請負業者等に対して全ての工事検収に加え、支払いが完了し、領収書の発行等がされた時点で、「助成金交付請求書」（第 15 号様式）を提出するものとします。

Q7-8 平成 33 年 12 月 28 日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A7-8 助成金の交付期限が決められていますので、平成 33 年 12 月 28 日の期限は、厳守しなければなりません。12 月 28 日以降に完了予定がずれ込む場合は、原則「助成事業廃止申請書」（第 12 号様式）の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

Q7-9 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A7-9 申請時点では契約前ですので、メーカーまで確定するものではありません。「助成事業実施計画変更申請書」（第 9 号様式）を提出してください。

Q7-10 「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」（第 4 号様式）は何年間提出が必要か？

A7-10 「実績報告書」（第 13 号様式）に記載された完了日の属する年度の翌年度から起算して 2 年間の継続した月別に計測されたデータが必要です。このデータに基づき各年度の「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」等を提出していただきます。

Q7-11 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのか？

A7-11 入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札（又は複数者の相見積）を徹底するためです。

Q7-12 発注先選定理由書とは何ですか？

A7-12 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の相見積）が著しく困難又は不適切である場合、予めセンターに発注先選定理由書を提出する必要があります。

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

Q7-13 どのような理由であれば随意契約が認められるか？

A7-13 競争入札（又は複数者の相見積）が原則です。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、ご注意ください。

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価
⇒あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を入手してください。
- ・導入したい機器の代理店であるため
⇒見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。
⇒見積書がメーカーから直接提出される場合は、他の代理店、商社等からも見積書を入手してください。

Q7-14 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合か？

A7-14 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が10万 m^3 未満(46MJ/ m^3 換算)の助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています(発注先選定理由書不要)。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札(又は複数者の相見積)となります。

Q7-15 関係会社からの調達については利益相当分を排除するとあるが、関係会社の規定は？

A7-15 助成事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む)、利益等排除の対象となります。

利益排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社を言います。

- (1) 助成対象事業者自身
- (2) 100%同一資本に属するグループ企業
- (3) 助成事業者の関係会社(除く(2))

※財務諸表等規則第8条における定義

・「子会社」

- (1) 議決権の過半数を実質的に所有している。

(2) 議決権の 40~50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の (1) 親会社 (2) 子会社 (3) 関連会社 (4) 財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

Q7-16 申請の撤回をする場合、交付決定後 14 日以内とあるが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどうか？

A7-16 「助成金交付申請撤回届出書」(第 8 号様式)の提出期限は、「助成金交付決定通知書」(第 2 号様式)を受領して 14 日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」(第 12 号様式)を提出してください。

Q7-17 排熱利用設備(ジェネリンク・排熱ボイラ等)は、既設を利用し、CGS 本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうか？

A7-17 新設の場合と同様に記載している内容で発電効率及び排熱利用率を計算してください。助成対象範囲は、CGS 本体の設備設置工事費となります。新しい CGS と既設の排熱利用設備の間をつなぐ配管・配線工事費は助成対象にはなりません。

Q7-18 電力協議は、どの程度の内容が必要か？

A7-18 新築ビル等では、申請時点において、電力協議は整っていることは難しいと思われるので、「今後どこの電力会社何支店といつ頃から、どのような形で電力協議を行うか」を記載してください。工事完了時には、電力協議は整っているべきなので、協議結果の写しを提出していただきます。

Q7-19 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもよいか？管理用ガスメーターの取り付けが必要か？

A7-19 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い炊きする場合は、別のメーターを設置し、CGS と排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします。(専用にしないと CGS の排熱利用率の計算に狂いが生じます。)
なお、ガス配管は公道からの受入配管図(アイソメ図)及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGS や排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確

認できる図面が必要です。

Q7-20 助成金は、いつ支払われますか？

A7-20 助成事業者は、工事完了後すみやかに「実績報告書」（第 13 号様式）を公社に提出し、公社による完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、助成金確定通知書を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」（第 14 号様式）受領後、「助成金交付請求書」（第 15 号様式）に工事代金支払いの領収書（写し）を添えて公社に提出します。公社はそれを受けて助成金を支払います。

Q7-21 CGS の「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」（第 4 号様式）は、いつ提出する必要がありますか？

A7-21 「発電効率及び排熱利用率の実績に関する報告書」の提出は「実績報告書」（第 13 号様式）の届出を行った年度の翌年度から 2 年間、毎年 5 月末までに、前年度の実績について報告書を提出してください。なお、「エネルギー利用等の情報交換実績に関する報告書」（第 5 号様式）も忘れずに提出してください。また初年度には「一時滞在施設の所在地等の周知の実績に関する報告書」（第 6 号様式）も提出してください。

(8) その他

Q8-1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A8-1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定させ、請求を受けた後に支払を行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

Q8-2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？

A8-2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業者にご負担していただきます。